

川越市企業立地奨励金制度のご案内

ここ
川越を
ビジネス拠点と
する



埼玉県川越市 産業観光部産業振興課 企業立地推進室

電話:049-224-5934(直通)

Mail:sangyoshinko★city.kawagoe.lg.jp

★→@にしてください

川越市ってどんなところ？

その1、首都圏からのアクセスが良好！

川越市は約35万人が暮らす中核市で、関東一都六県4,200万人を超える巨大マーケットのほぼ中央に位置しています。市内には高速道路や鉄道をはじめとした交通網が充実しており、アクセスしやすいのが特徴です。



その2、商業や観光だけでなく工業や農業も元気！

「小江戸川越」の名前で知られているように、歴史的な街並みや文化が色濃く残り、古くから商人の街として栄えてきた川越市ですが、郊外には製造業を中心とした複数の産業団地や、美しい田園風景が広がっています。

その3、働いてヨシ、住んでヨシ

公共交通機関が発達しているだけでなく、商業施設や医療施設が充実していて住みやすく、子育て支援にも力を入れています。

企業立地奨励金・雇用促進奨励金・従業員転入奨励金とは

企業立地奨励金、雇用促進奨励金および従業員転入奨励金とは、川越市内で工場、事務所、研修施設等の事業所の新設または拡張を行う企業等に対して助成金を交付する制度です。企業立地奨励金は**5年間**、雇用促進奨励金、従業員転入奨励金は**1年間**交付します。



企業立地奨励金の適用要件

※次の(1)から(4)のすべての要件に合致する場合に限り奨励金の対象になります

(1) 立地する事業所の業種

以下①～③のいずれかに該当する事業の用に供するもの

- ① 製造業
- ② 情報通信業
- ③ 地域未来投資促進法に係る埼玉県基本計画等の認定事業者が行う事業
(成長ものづくり分野、食料品製造分野、物流関連分野、デジタル分野、環境エネルギー分野等)



地域未来投資促進法について(埼玉県HP) ▼



(2) 立地形態

以下①～④のいずれかの要件に合致する場合

	誰が？	何処に？	何をした？	交付対象となる税目
①	新規企業・既存企業を問わず	新たに所有した土地に	事業所を建築	土地・家屋(償却)
②		新たに賃借した土地に		家屋(償却)
③		別の者が新規に建築した事業所に	賃借により入居	賃料
④	既存企業が	既存の敷地内に	事業所を新築・増築	家屋(償却)

- ※ 居抜きなどの中古物件(建築物)は対象となりません。
- ※ 土地部分は、**用地取得後3年以内**に操業した場合に限り対象となります。

(3) 面積要件

立地をする事業所の敷地面積が1,000㎡以上で、かつ、その事業所の延床面積が500㎡以上

(4) 従業員数

立地をする事業所における常時雇用従業員数が10人以上



企業立地奨励金等交付制度(川越市HP) ▼



企業立地奨励金の交付内容

立地をする事業所が操業を開始した日以後、その事業所の土地、家屋および償却資産に係る固定資産税・都市計画税相当額の2分の1を乗じた額、もしくは1,000万円のいずれか低い方を交付します。

※償却資産部分については、該当がある場合、内訳書の作成が必要です

操業開始日以後、最初の固定資産税・都市計画税の課税年度の翌年度から起算して5年間交付します。

さらに…

次に掲げる区分に該当する場合、一項目につき10分の1ずつ加算されます。



最大80%
交付!

- ①市との連携協定（防災協定、包括連携協定等）の締結
②埼玉県SDGsパートナーへの登録
- ①知事承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づき、同計画に係る事業のための立地
②本社機能もしくは研究所機能を有する立地（すでに市内に本社機能または研究所機能を有している場合を除く）
- ①建築された家屋がZEB（Net Zero Energy Building）の認証の取得
②ISO14001、エコアクション21認証または埼玉県エコアアップ認証制度のいずれかの認証の取得

加算なしの場合（基本割合）

イメージ図

固定資産税の50%

加算ありの場合（30%加算された場合）

固定資産税の50%

10%
加算

10%
加算

10%
加算

※加算の有無にかかわらず、交付額の上限は1年度あたり1,000万円です（5年間で最大5,000万円）。

雇用促進奨励金・従業員転入奨励金の交付内容

企業立地奨励金の交付対象となり、一定の要件を満たした場合、次の助成金も併せて交付します

	雇用促進奨励金	従業員転入奨励金
交付条件	操業開始時に川越市内に住所を有する者を常時雇用従業員として新たにその事業所において雇用し、かつ、その雇用の期間が操業開始日から初年度の企業立地奨励金等の交付申請の日までにおいて1年以上継続している場合	市外に住所を有する従業員が、企業の市内への事務所の新設等に伴って、操業開始日から起算して6か月以内に市内に転入し、交付申請の日までにおいて、転入した日から1年以上継続して市内に住所を有している場合
交付金額	一人あたり30万円（300万円を上限）	一人あたり30万円 また対象従業員の子ども一人につき10万円を加算 （従業員分、子ども分を合算で500万円を上限）
交付年度	初年度に1回限り	初年度に1回限り

よくあるご質問

Q

既に市内で事業を行っていますが、敷地内に増築した場合も対象になりますか？

令和7年4月1日以降から対象になります（令和7年3月以前に認定されたものは対象外です）。

Q

企業立地奨励金が受け取れるのはいつからですか？

固定資産税を納付した年の翌年度から5年間支払われます（毎年度要申請）。



手続きの流れ

STEP
1

奨励金の対象事業者認定申請の提出

企業立地奨励金対象事業者認定申請書（様式1号）のほか、必要書類を提出する。（要綱第8条）

STEP
2

操業開始届の提出

市から認定通知書が送付されたら、**操業から1月以内**に、**企業立地奨励金認定事業所操業開始届（様式第3号）**を提出する。（要綱第9条）

STEP
3

固定資産税の通知・納付

操業開始後、最初の賦課期日に課税された固定資産税を納付する。補助金の対象となるのは、当該立地によって増加した固定資産に係る固定資産税になります。

STEP
4

奨励金の交付申請

企業立地奨励金等交付申請書（様式第4号）等を提出する。（要綱第10条）

STEP
5

奨励金実績報告の提出

市から交付認定書が通知されたら、**企業立地奨励金等実績報告書（様式第6号）**等を提出する。（要綱第11条）

STEP
6

奨励金の交付請求

市から交付確定書が通知されたら、**企業立地奨励金等交付請求書（様式第8号）**等を提出する。（要綱第12条）

必要書類

<認定申請時>

- ・認定請求書（様式1号）
- ・土地の売買または賃貸借契約書の写し
- ・土地・建物の登記事項証明書
- ・建築確認済証の写し
- ・建物の配置図、平面図及び立面図
- ・法人の登記事項証明書
- ・会社概要書等事業の概要を示す書類
- ・立地する建物に係る常時雇用従業員の名簿及び厚生年金に加入していることがわかる書類
- ・補助割合に関連する書類
- ・その他市長が必要と認めた書類

※操業開始の2年目から5年目は、毎年Step4からStep6の手続きが必要です

補助金受領



※手続きをご希望の方は、最初に産業振興課企業立地推進室にご相談ください。

お問い合わせ

メールでのお問い合わせはコチラ



川越市産業観光部産業振興課企業立地推進室

049-224-5934（直通）

sangyoshinko★city.kawagoe.lg.jp ★を@に変えてください

350-8601 埼玉県川越市元町1-3-1